

「第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画」(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施期間 令和元年11月5日(火)～令和元年12月4日(水)

2. 意見応募状況

応募者数 8人

意見件数 26件

※内容が本計画に合致しない意見については、結果から除外。(2件)

3. 意見・提案に対する対応方針

対応区分	対応方針	件数(件)
1	計画案を修正・追加する。	0
2	計画案に盛り込まれており、修正しない。	0
3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。	23
4	検討の結果、計画案に反映しない。	0
5	その他(質問への回答)	3
合 計		26

4. 意見の要旨

No.	該当項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応方針
1	計画全体	<p>第1章「1. 計画策定の趣旨」に『人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくり』、『住民主体のまちづくり』という言葉が出てきますが、現在は、町内における「人と人とのつながり」そのものが弱まっているのではないのでしょうか。</p> <p>密な人間関係を可能にしていたかつての地域社会の仕組みや生活環境がなくなりつつありますが、それに代わる新しい仕組み（日常集まれる場や環境）はほとんど創り出せていません。</p> <p>計画全体に共通する問題として、町内の人間関係作りを強く意識した施策を望みます。</p>	<p>本市の「住民自治によるまちづくり」では、自治連合会のまとまりを考慮し、概ね中学校ごとに設定された各地区まちづくり協議会において、地域の方々が各種団体と連携しながら、よりよいまちづくりに向けた取組を進めています。</p> <p>特に各自治会との連携に関する支援は、今後のまちづくり協議会の発展にとって欠かすことのできない、重要施策の一つであると考えます。</p> <p>本計画では、自治会を含む各種地域団体の実態の把握に努めながら、地域コミュニティ組織の育成支援と連携し、まちづくり協議会による効率的なまちづくり活動の発展を目指します。</p>	3
2	第2章 2.住民自治によるまちづくりの必要性	<p>地域によっては、「住民自治によるまちづくり」の理念自体が浸透していないように思う。住民アンケートを実施してはどうか。</p>	<p>平成31年2月に実施した「下関市市民実感調査」の結果によりますと、「地域のまちづくりの推進」に関する施策について、「あまり重要でない」「重要でない」「まったく重要でない」と回答した市民の割合が21.61%となっており、「住民自治によるまちづくり」の理念が十分に浸透しているとは言えないのが現状です。</p> <p>本計画では、市民へのまちづくり協議会の意義、必要性の周知を、ホームページやSNS等の活用により推進するとともに、幅広い世代のまちづくり活動への積極的な参加を促すなど、第5章推進項目1(4)「人材発掘・人材育成」と連携させた取組を進めます。</p> <p>なお、今年度中に実施する『市民意識調査』より、市民の方々の「住民自治によるまちづくり」に対する意識の分析と課題抽出を行い、本計画中の具体的な取組の参考といたします。</p>	3
3		<p>地域には、縦割り組織のあらゆる団体があり、どうしても新参加者のまちづくり協議会の必要性や価値の定着に時間がかかる。</p> <p>まちづくり協議会の立場改善のため、行政からの指導をお願いしたい。</p>		3

4	第2章 2.住民自治によるまちづくりの必要性	行政とまちづくり協議会が実施すべき事業の棲み分けがあまり、活動がしにくい。	<p>推進項目3(1)「各種団体との連携強化」に述べておりますとおり、地域のまちづくり計画の実現のためには、行政を含む各種団体との連携が欠かせません。</p> <p>行政とまちづくり協議会が目的を共有し、各自の特性と得意分野を生かした活動を展開できるよう、市の部局間の情報共有体制の充実や、地域と担当課との意思疎通や情報共有が図られるような体制整備が必要と考えます。</p> <p>また、市以外の行政機関の施策の把握にも努め、協議会への助言や支援につなげたいと考えております。</p>	3
5		「まちづくり」において、ハード面である社会資本整備は市等の業務であり、市全体のバランスや投資効果を勘案して実施されるものである。まちづくり協議会がソフト面でのサポーターであるとしたなら、その点を明らかにすべきである。	<p>第2章「2. 住民自治によるまちづくりの必要性」にお示ししておりますとおり、本計画では、今後、まちづくり協議会が「市民が実現したい希望のまちを、自らの手でかなえていくための舞台」として発展することを目的に施策を実施していきます。</p> <p>ご指摘のとおり、「住民自治によるまちづくり」におけるまちづくり協議会の役割は、ソフト面の支援が主であると考えますが、行政が実施すべき事業につきましても、まちづくり協議会と行政が目的を共有し、意思疎通や情報共有を図りながら取り組むべきであると考えます。</p>	5
6		<p>あるかぼーとや長府外浦町付近について、対岸の門司港に比べるとせっかくの景観が活かされていない。</p> <p>あるかぼーとで、気軽にBBQが楽しめたり、野外フェスを行えるようにすると、県内外より若者が集うのではないかな。</p> <p>唐戸商店街で若者が思い切って起業にチャレンジできるよう、受け入れ態勢を作ってほしい。</p> <p>郊外や山間部に住む高齢者が、買い物難民にならないよう、他の自治体で導入されているという乗合送迎サービスがあれ</p>	<p>第2章「2. 住民自治によるまちづくりの必要性」にお示ししておりますとおり、本計画では、今後、まちづくり協議会が「市民が実現したい希望のまちを、自らの手でかなえていくための舞台」として発展することを目的としています。</p> <p>市民の皆さんが、自らが住む地域を「こうしたい」という、いただいたご意見のような希望を持った時に、まちづくり協議会が、その希望を実現できる場として機能するよう、支援に取り組んでまいります。</p>	3

		ば良い。		
7	第5章 推進項目1 (1) ①組織体制、活動状況等の現状把握	各協議会の組織体制は、他団体との連携に順応できるもの にしなければならない。	協議会の組織づくりにあたっては、第1次計画中の地区の実情や 地域特性を生かした組織体制にしていきたいと考えております。 (1) 組織について 第1次計画の「まちづくり協議会の組織体制(例)」においては、 「まちづくり協議会」設立の際の参考例として、「部会制」をお示し しておりましたが、現在の協議会の運営状況や活動状況等の問題点 を考慮しながら、部会制、支部制、プロジェクト制、各制度の併用制 等、組織体制の再編支援に取り組みます。 (2) 役員について まちづくり協議会は、それぞれの地域の規模、特徴によって必要な 役員の性質や数も異なります。ただ、当初、連合自治会のまとまりを 考慮してまちづくり協議会を設立したことから、現在、自治会長を主 体とした役員構成を採用している地区が大多数であることも事実で す。今後のまちづくり活動の発展のためには、各地区において、幅広 い人材が参画しやすい運営体制の構築が不可欠です。各協議会の意 見を聴取しながら、運営体制の整備支援を行います。 (3) 地区設定について 現在、まちづくり協議会の地区設定は、原則、「1中学校区につき 1協議会」ですが、まちづくり協議会は任意の組織であり、従来から の地域団体等とのつながりもあるため、各地区の皆さんの話し合い	3
8	況等の現状把握	地域の既存団体の活動が優先で、まちづくり協議会として の活動まで手が回らない。 既存団体と似通った部会を設けたことで、活動が重複し、 権限も薄く、戸惑っている。		3
9		部会制を採用するにしても、各部会の風通しを良くして、 協議会全体で活動に取り組む必要がある。		3
10		代議員について、現在は自治会長を主体に充て職で構成さ れているが、実際に活動している人が就任するような見直し が必要。		3

11		設定地区を小学校区に変更してほしい。	により、協議会の活動状況等を十分に考慮しながら、地区設定の見直しについて検討することも可能です。	3
12	第5章 推進項目1 (1) ②地域課題の解決と地域活性化のための支援	地域の話し合いの手法として、ワールド・カフェの手法を取り入れてはどうか。 ※『ワールド・カフェ』 …知識や知恵は、機能的な会議室の中で生まれるのではなく、人々がオープンに会話をし、自由にネットワークを築くことのできる『カフェ』のような空間でこそ創発されるという考えに基づいた話し合いの手法。	まちづくり協議会が、効率的に住民のニーズを収集し、地域団体との連携を深めるには、交流の場の仕組みづくりが欠かせません。 いただいたご意見につきましては、第5章推進項目1(1)②「地域課題の解決と地域活性化のための支援」、推進項目3(1)「各種団体との連携強化」に関する具体的な取組を進める中で、是非参考にさせていただきますと考えています。	3
13		協議会全体でワークショップを開催し、他団体の活動と調整しながら、地域の問題点と解決策を検証することが急務。 ワークショップをリードできる人材を派遣してほしい。		3
14	第5章 推進項目1 (4)人材発掘・人材育成	より多くの行政OBが、地域活動へ参画するような取組に期待する。	地域の課題は行政の課題であり、様々な部局に所属する地域の公務員が、日ごろから地域と意思疎通を図り、地域住民の一人としてまちづくり活動に関わるような体制づくりの推進が重要であると考えます。	3
15		任命制で、市職員の活動参加を促進してほしい。市職員以外の地域の公務員にも、市から参加を要請してもらいたい。	いただいたご意見につきましては、具体的な取組を進める中で、参考にさせていただきますと考えています。	3

16		協議会の参加者は、自適の高齢者や専業主婦に限定される可能性が高い。特に若い人の参加は期待薄であり、意見の偏りが懸念される。	今後のまちづくり活動の発展のためには、各地区において、幅広い人材が参画しやすい運営体制の構築が不可欠であると考えております。 協議会活動についての情報発信や研修会の開催等により、関連団体との連携強化や地域の担い手発掘を支援しながら、幅広い人材の役員登用と運営への参画の必要性について呼びかけてまいります。	3
17	第5章 推進項目1 (5) ①計画の 策定、見直 しにかか る支援	地区設定が広すぎて、地区を統一したビジョンや計画策定が困難であり、長期的展望や具体的な推進計画がなかった。 また、市の職員によるサポート体制が弱く、まちづくりへの支援・助言が乏しい。 地区を1中学校区（できれば小学校区）に編成しなおし、各地区のニーズに基づくまちづくりを、推進しやすくすることが強く望まれる。	「まちづくり計画」は、「各地区において、まちづくり（事業）をどのように進めるか」といった協議会の役割について、住民が地域の将来像や課題の中長期的な共通目標を共有するための根幹となるものです。 計画策定のための支援につきましては、第5章1(5)「まちづくり計画の推進」にお示ししておりますが、今一度その重要性について周知を図りながら、支援を進めてまいります。 なお、協議会の地区設定につきましては、まちづくり協議会は任意の組織であり、従来からの地域団体等とのつながりもあるため、各協議会の活動状況等を考慮しながら、地区の皆さんの十分な話し合いにより、その見直しについて検討することも可能です。	3
18	第5章 推進項目1 (6)情報 収集・情報 発信機能 の充実	特色ある活動を展開し、成果を上げている先進地からの講師を派遣要請し、意見交換会を開催してほしい。	モデル事業や先行事例の情報収集は、効果的な事業展開や協議会相互の意識高揚のために重要であると考えます。 いただいたご意見につきましては、第5章推進項目(1)②「地域課題の解決と地域活性化のための支援」のための取組と連携させながら、地区間の情報共有や事業単位での交流促進を図る際の参考にさせていただきます。	3
19	第5章 推進項目2	お茶や缶コーヒーは交付対象外と聞いているが、対象として良いのではないか。	「まちづくり交付金交付要綱」第3条により、会議等の飲料代や、事業に伴うボランティアスタッフ等の飲料代は交付金の対象経費と	5

	(1) ① 自立性を重視した交付金使途の検討		して認められています。 本計画におきましても、各地区の意見を聴取しながら、まちづくり協議会が、地域の特性を生かしたより効果的な活動を行えるよう、交付金運用の検討を進めてまいります。	
20	第5章 推進項目2 (1)	「地域力アップ事業」(インセンティブ制度)は、地域の活動に活力を与え続けるものであるべき。1事業当たりの交付額を減額し、実施事業数を増やしたほうが良いのではないかと。	地域力アップ事業(インセンティブ制度)については、協議会のまちづくり活動への意欲を奨励し続ける制度であるべきものと考えます。1事業当たりの加算額に加え、事業応募・審査時期や対象事業等、各地区の意見を取り入れながら、より良い運用方法について検討していきたいと考えております。	3
21	②安定的、継続的な効果的な交付金活用の提案	「地域力アップ事業」(インセンティブ制度)について、まちづくりの計画的な推進のため、交付金を3年間連続支給してほしい。		3
22		「地域力アップ事業」(インセンティブ制度)について、交付対象団体を、その他のまちづくり関係団体にも広げてほしい。		まちづくり協議会が、地域住民や各種団体等と相互補完を図りながら、効率的かつ効果的に課題解決や地域活性化に取り組むという役割を担う以上、「地域力アップ事業」(インセンティブ制度)に係る交付金の交付対象団体を、協議会以外の関係団体にまで広げることは、避けるべきものと考えます。 予算減少や担い手不足により、活動が困難になった地域の既存団体等の事業への交付金の充当については、第5章推進項目2(1)①「自立性を重視した交付金使途の検討」において取組むべき課題であると考えます。

23		年度当初に事業が実施できないため、予算の繰越しを認めてもらいたい。	予算の繰越しにつきましては、まちづくり交付金の効果的な運用のための具体的な支援策の一つとして参考にさせていただきます。	3
24	第5章 推進項目2 (1) ③効果的な交付金活用の提案	「活動評価制度」の導入検討には意味があると思う。その評価方法については専門家の知見等を得るなど、十分に検討してほしい。	まちづくり活動が継続的に発展するための「活動評価制度」の導入検討につきましては、いただいたご意見を参考にしながら、具体的な仕組みづくりを進めたいと考えております。	3
25	第5章 推進項目3 (1) 各種団体との連携強化	「まちづくり協議会」と「自治会」との役割分担が重複し、混乱をきたしている。	まちづくり協議会と自治連合会については、当初、連合自治会のまとまりを考慮し、まちづくり協議会を設立したことから、その関係性について不明瞭な地区があることも事実です。第5章3(1)「市民理解と市民参加の促進」にお示ししておりますとおり、より効率的にまちづくり活動が展開できるよう、連合自治会を含む地域団体の実態を把握し、団体間の連携強化を図ります。	3
26	第5章 推進項目3 (1) ②コーディネート機能の導入検討	各種団体との連絡調整のためのコーディネート機能の導入検討は、必要不可欠であると思う。	まちづくり協議会は、非常に多くの団体、組織の集合体であり、それぞれの団体が個別の課題を抱えています。「地域コーディネート機能」の導入検討は、これら地域団体について実態を把握し、情報提供とネットワーク化を図るための取組の一つです。 その具体的な機能については、本計画中に、各協議会からの意見を聴取しながら検討いたします。	5